

奈良県西和医療センター院内保育所管理運営業務委託仕様書

奈良県西和医療センター院内保育所（以下「院内保育所」という。）の管理運営は、本仕様書に基づき行うこと。

1 業務の概要

- (1) 業務名 奈良県西和医療センター院内保育所管理運営業務
- (2) 業務概要 奈良県西和医療センター(以下「病院」という。)に勤務する職員の子を対象とした保育施設の管理運営業務全般
- (3) 委託期間 平成30年10月1日から平成33年9月30日まで
ただし、
 - ① 奈良県西和医療センター院内保育所管理運営業務（以下「委託業務」という。）に係る業務委託者に選定されてから委託業務開始までの間を本委託業務の準備期間とする。
受託者は平成30年9月1日から同年9月30日までの間、平成30年10月1日からの同業務執行に支障がないよう病院内にて研修等を実施するものとする。この研修等に係る一切の費用は受託者の負担とする。
 - ② 翌年度以降の歳入歳出予算において、委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができるものとする。
 - ③ 契約は1年ごとの更新とし、更新にあたっては契約内容、条件について協議を実施するものとする。
- (4) 委託場所 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16
奈良県西和医療センター敷地内 保育所施設

2 保育所施設の概要

- (1) 構造 : 鉄骨プレハブ構造平屋建
- (2) 床面積 : 86.12㎡
- (3) 施設内容 : 保育室15.8㎡、乳児室兼ほふく室15.6㎡、事務室12.03㎡、調理・調乳室9.6㎡、その他（沐浴室、小児便所、多目的便所）

3 委託条件

次の各号に定める条件をすべて満たしていること。

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準、保育所保育指針等、関係法令・通知等を遵守し、保育所運営を実施すること。
- (2) 保育所運営に当たっては、「奈良県認可外保育施設指導要綱」（平成14年10月1日施行、平成21年4月1日改正）の別表「認可外保育施設指導監督基準」に適合していること。

4 運営に係る基本的事項

- (1) 保育対象 病院に勤務する職員の子のうち、生後3ヶ月以上で就学前の乳幼児（夜間保育を利用する者は、生後7ヶ月以上の乳幼児）
- (2) 保育定員 12名

(3) 保育時間

- ① 基本保育 午前7時30分から午後7時00分（土曜日は午後6時00分）
- ② 夜間保育 午後4時00分から翌午前10時00分（週2回 院長が指定する日）

(4) 開所日 保育業務は、原則として、次に掲げる日を除いて毎日おこなう。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年1月3日までの日

(5) 一時保育 保育時間内に限り、定員の範囲内で対応する。

5 職員の配置等

業務に従事する職員の基準は、次のとおりとする。

- (1) 業務に従事する職員は、認可外保育施設指導監督基準を遵守し、配置すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり配置した業務従事者の中から責任者1名を定め、責任体制を明確にするとともに、病院との連絡及び調整を行うこと。なお、責任者は、保育運営にかかる豊富な知識と経験を有する者とする。
- (3) 保育に従事する者は、全員保育士の資格を有すること。
- (4) 受託者は、業務従事者名簿（担当業務・氏名・保育経験年数を記載したもの）に、写真と業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して、病院に提出しなければならない。なお、異動が生じた場合も同様とする。

6 給食等

- (1) 給食は受託者が用意するものとするが、事業者の再委託又は外部搬入を可とする。
なお、事業者の再委託又は外部搬入の場合は、受託者が責任をもって業者を選定するとともに、再委託先等を病院に報告しなければならない。
- (2) 乳児用ミルク及び副食(おやつ等)も受託者が用意すること。
- (3) 入所児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の付与等に適切に対応すること。

7 その他の指示事項

- (1) 法人等自らが保育業務を行うこと。
- (2) 乳幼児の事故が発生しないよう万全の対策を講じること。万一事故が発生した場合、受託者は速やかに病院に報告するとともに誠意をもって対処するものとする。また、受託者は保育施設賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (3) 受託者は、児童福祉施設最低基準を遵守し、乳幼児に対し入所時及び年2回の健康診断を実施すること。
- (4) 保育業務従事者の健康診断(採用時及び年2回)及び検便(月1回)は、受託者が実施すること。
- (5) 受託者は、業務に関する帳簿類を備え、適切に管理しなければならない。
- (6) 受託者は、保育業務終了後「業務日誌」を病院に提出しなければならない。また、受託者は、保育職員の勤務状況を報告するものとする。
- (7) 受託者は、病院の求めに応じ、各種統計資料の作成又は作成の補助をするものとする。
- (8) 受託者及び保育業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- (9) 受託者は、児童に月1回の身体測定並びに月1回の避難訓練及び消火訓練を行うこと。
 (10) 保育施設の火気取締りについては、火気取締責任者を定め、遺漏なきよう措置すること。

8 費用負担の区分

業務に伴う費用等の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 病院が負担する費用等

- ① 保育業務に必要な備品等
- ② 電気・水道等の光熱水費
- ③ 給食に必要な食器及び備品費
- ④ 入所児童の健康診断の費用
- ⑤ 施設又は備品の修繕等の維持管理費用
- ⑥ その他、病院が負担することが相当と考えられる費用等

(2) 受託者が負担する費用等

- ① 業務に従事する職員の健康管理に係る費用
- ② 業務に従事する職員の教育訓練に係る費用
- ③ 保育に必要な消耗品、保育材料及び衛生用品費（折紙、画用紙、綿棒、ウェットティッシュ等）
- ④ 給食及び副食に係る費用
- ⑤ 電話料その他の通信運搬費
- ⑥ 事務費（文房具、コピー代など）
- ⑦ 保育行事に係る費用
- ⑧ 保育施設賠償責任保険料
- ⑨ その他、「病院が負担することが相当と考えられる費用等」以外の費用等

9 病院と受託者の役割分担

項 目	病院	受託者
認可外保育施設に対する指導監督	○	○
入退所手続、申込先	○	
入所の決定事務	○	
保育料、給食費の徴収に必要な資料等の作成		○
保育料、給食費の徴収	○	
保育所運営（職員採用、保育内容の調整と利用者へのサービス提供）		○
施設の維持管理（施設の保守・点検、警備）	○	
施設の維持管理（日常の施設管理）		○
包括的な管理責任	○	
一時的な災害への対応		○
保育所の管理下における災害保険加入		○
安全衛生管理		○
保育に係る苦情等の対応		○

10 病院と受託者のリスク分担

項 目	病院	受託者
法人税等の税率変更その他法定経費の変動に伴う負担増		○
物価等の変動に伴う経費の増		○
事故・火災等による臨時休所等		○
施設等の管理上の瑕疵による臨時休所等		○
改修、修繕、保守点検等による施設等の利用停止		○
事故・災害等による施設等の損傷	○	
管理上の瑕疵による施設等の損傷		○
保育業務上の瑕疵に伴う利用者等への損害賠償		○
施設等の不備に伴う利用者等への損害賠償	○	

11 施設・設備・備品

- (1) 病院は、保育所を運営するために必要と判断する施設、設備及び備品を受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、施設、設備及び備品の衛生的環境と美観の保持に努めるとともに、省資源・省エネルギーに努めなければならない。
- (3) 受託者は、施設、設備及び備品の定期点検等を行い安全確保に努めなければならない。
- (4) 施設改修、備品購入等は、病院と受託者との協議の上、必要と認められた場合に行うものとする。
- (5) 受託者の故意又は過失、契約書等に定められた管理を怠ったことによる施設及び設備を棄損又は滅失したときは、受託者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、奈良県西和医療センター院長（以下「院長」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

12 その他

- (1) 本仕様書は、本委託業務の基本的な仕様を定めたものであり、本仕様書の内容を越える水準の提案等を妨げるものではない。
- (2) 受託者は、委託期間が満了したとき（委託期間満了前の委託の取消等を含む）、その管理しなくなった施設及び設備等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、院長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 受託者は、委託期間終了後（委託期間満了前の委託の取消等を含む）、次期受託者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぎを行うとともに、必要なデータ等の提供その他の協力をするものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意を持って協議して定めるものとする。